

沖縄県企業局建設工事等の入札・契約業務に
関する不当な情報提供要求等対応要領

(目的)

第1条 この要領は、企業局が発注する建設工事及び建設関連業務委託の入札・契約業務に関し、職員が受ける不当な情報提供要求及び不当な働きかけへの対応について必要な事項を定め、情報の共有化により組織としての適切な対応を徹底するとともに、建設工事等の入札・契約業務の公正性及び透明性の一層の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「建設工事及び建設関連業務委託」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 建設工事
- (2) 建設工事に関する測量、調査、設計等の業務委託
- (3) その他用地買収、許認可等の建設工事の執行に係る業務

2 この要領において「不当な情報提供要求」とは、予定価格、最低制限価格等に関して、非公表の情報及び法令違反に繋がる可能性のある次の情報を職員から聞き出そうとする行為をいい、勤務時間内に行われたものであるか否かを問わない。

- (1) 競争入札等の参加企業名及び企業数
- (2) 予定価格、設計金額及び事前公表していない歩掛や単価
- (3) 最低制限価格、低入札調査基準価格及び失格基準価格
- (4) 総合評価方式の落札者決定に係る評価点
- (5) その他、入札・契約に関する秘密に属する情報

3 入札広告等の定めに基づき、設計数量・製品の種類・現場条件等の疑義、公表された積算基準等の問合せについては、この要領に規定する不当な働きかけに該当しないものとする。

4 この要領において「不当な働きかけ」とは、入札執行に関して法令違反に繋がる可能性のある不適当な行為を職員に行うことをいう。

(対応、記録及び報告等)

第3条 職員は不当な情報提供要求及びその疑いのある要求に対しては、回答してはならない。

2 職員は、不当な働きかけ及びその疑いのある行為に対しては、可能な限り複数の職員で対応するものとする。

- 3 職員は、不当な情報提供要求又は働きかけ並びにそれらの疑いのある要求等を受けたときは、相手方に対して当該内容を記録すること及び不当な情報提供要求又は働きかけに該当する場合はその概要を公表することを告知するよう努めるとともに、「不当な情報提供要求・働きかけ対応記録簿」（別記様式1）を作成して、速やかに当該内容を課（出先機関にあっては所）等の長（以下「所属長」という。）に報告しなければならない。
- 4 職員は、第3項の記録の作成に際しては、事実と相違がないよう留意するものとする。相手方の氏名、連絡先等の確認ができない場合においても、氏名連絡先等不詳で整理するものとする。
- 5 所属長は、前項に規定する報告を受けたときは、総務企画課長に報告しなければならない。
- 6 総務企画課長は、不当な情報提供要求又は働きかけ並びにそれらの疑いのある要求等の内容が重要であると認めるときは、局長に報告するものとする。

（記録票の保管）

第4条 所属長は、記録簿を適正に保管・保存しなければならない。

（公表等）

第5条 局長は、不当な情報提供要求又は働きかけ並びにそれらの疑いのある要求等の概要を別記様式2の「不当な情報提供要求・働きかけ対応一覧表」により随時公表するものとする。

（対応措置）

第6条 局長は、第3条第6項の規定による報告を受けたときは、当該業務の適正な執行を確保するため、不当な情報提供要求又は働きかけ並びにそれらの疑いのある要求等の内容に応じて組織として必要な措置を講ずるものとする。

- 2 局長は、不当な情報提供要求又は働きかけ並びにそれらの疑いのある要求があったと認められる場合は、「沖縄県企業局工事請負契約に係る指名停止等の措置及び指名停止審査委員会に関する要領」第2条第1項の有資格者であるときは同要領に基づき指名停止を行うものとする。

附則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。